

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号により随意契約を することができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
緊急の必要により競争入札に付 することができないとき。	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>令和8年2月2日に岐阜保健所棟のトイレ排水機能が停止し、調査の結果、汚物を汲み上げ、下水道管へ排出するポンプの故障による、下水タンク及び配管の詰まりが原因であることが判明した。</p> <p>現在、岐阜保健所棟トイレの利用を停止しているが、保健所職員約50名や来庁者等の利用者に著しい不自由が生じており、汚泥の排出を早急に行う必要があるが、産業廃棄物処理施設における最終処分まで約1カ月程度かかる。</p> <p>このため、見積合せをしていたのでは、契約手続等に日数を要するため、年度内の処分が履行できない恐れがある。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>当該業務は、下水タンク等清掃業務と密接に関連しており、同業務を委託した株式会社美装モリタ商会と業務上において提携し、業務を適切かつ迅速に履行できる者は、有限会社モアテックのみである。</p>